

(別紙)

争点 2-1 に関する当事者の主張 (原告制作物 6 と被告制作物 6)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物 6 は、美術の著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物 6 の著作物性は認める。原告が著作権者であることは不知。
被告ナカシマの著作権侵害行為	被告は、原告制作物 6 に依拠し、これに別のロゴタイプを加えるなどして、被告制作物 6-1 及び 6-2 を制作した (翻案権侵害)。	被告が、原告制作物 6 に別のロゴタイプを加えるなどして被告制作物 6-1 及び 6-2 を制作したことは認める。しかし、上記各行為が著作権侵害を構成することは争う。
被告ナカシマの故意過失	被告は、原告制作物 6 に依拠して被告制作物 6-1 及び 6-2 を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
被告ナカシマの行為による損害の発生	原告が、原告制作物 6~12 の制作を 1000 万円 (税別) で委託されていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、被告制作物 7~12 に係る分と併せて 1000 万円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点2-1に関する当事者の主張(原告制作物7と被告制作物7)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物7は、美術の著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物7の著作物性は認める。原告が著作権者であることは不知。
被告ナカシマの著作権侵害行為	被告は、原告制作物7に依拠し、有形的に複製して被告制作物7を制作した(複製権侵害)。	被告が、原告制作物7を複製して被告制作物7を制作したことは認める。しかし、これが著作権侵害を構成することは争う。
被告ナカシマの故意過失	被告は、原告制作物7に依拠して被告制作物7を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
あ	原告が、原告制作物6~12の制作を1000万円(税込)で委託されていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、被告制作物6, 8~12に係る分と併せて1000万円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点2-1に関する当事者の主張（原告制作物8と被告制作物8）

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物8は、編集著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物8の著作物性は認められる。原告が著作権者であることは不知。
被告ナカシマの著作権侵害行為	別紙対照表8のとおり、被告は、原告制作物8に依拠し、その入稿データを流用、改変して被告制作物8を制作した（翻案権侵害）。	被告が原告制作物8の入稿データを利用して被告制作物8を制作したことは認める。しかし、その行為が著作権侵害を構成することは争う。原告制作物8と被告制作物8とでは、各構成部分の配列が全く異なる。
被告ナカシマの故意過失	被告は、原告制作物8に依拠して被告制作物8を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
被告ナカシマの行為による損害の発生	原告が、原告制作物6～12の制作を1000万円（税込）で委託されていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、被告制作物6、7、9～12に係る分と併せて1000万円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点 2-1 に関する当事者の主張 (原告制作物 9 と被告制作物 9)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物 9 のプロトタイプ部分は美術の著作物であるとともに編集著作物であり、写真部分は写真の著作物、文章部分は言語の著作物であり、原告は、いずれについても、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物 9 の著作物性は認める。原告が著作権者であることは不知。
被告ナカシマの著作権侵害行為	別紙対照表 9 のとおり、被告は、原告制作物 9 に依拠し、有形的に再製して被告制作物 9 を制作し (複製権侵害)、そのウェブサイト等にアップロードした (公衆送信権侵害)。	被告が、原告制作物 9 を改変することなく利用して、被告制作物 9 を制作し、アップロードしたことは認める。しかし、上記各行為が著作権侵害を構成することは争う。
被告ナカシマの故意過失	被告は、原告制作物 9 に依拠して被告制作物 9 を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
被告ナカシマの行為による損害の発生	原告が、原告制作物 6 ~ 1 2 の制作を 1 0 0 0 万円 (税込) で委託されていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、被告制作物 6 ~ 8, 1 0 ~ 1 2 に係る分と併せて 1 0 0 0 万円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点2-1に関する当事者の主張（原告制作物10と被告制作物10）

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物10は、写真の著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物10の著作物性は認めず。原告が著作権者であることは不知。
被告ナカシマの著作権侵害行為	別紙対照表10及び11のとおり、被告は、原告制作物10に依拠し、有形的に複製するなどして被告制作物10-1及び10-2をそれぞれ制作した（複製権、翻案権侵害）。	被告が、原告制作物10を複製して被告制作物10-1及び10-2を制作したことは認める。しかし、上記各行為が著作権侵害を構成することは争う。
被告ナカシマの故意過失	被告は、原告制作物10に依拠して被告制作物10-1及び10-2を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
被告ナカシマの行為による損害の発生	原告が、原告制作物6～12の制作を1000万円（税込）で委託されていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、被告制作物6～9、11、12に係る分と併せて1000万円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点2-1に関する当事者の主張(原告制作物11と被告制作物11)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物11は、編集著作物であり、原告は、職務著作としてその著作権を有する。	原告制作物11の著作物性は認める。原告が著作権者であることは不知。
被告ナカシマの著作権侵害行為	被告は、原告制作物11に依拠し、有形的に複製して被告制作物11を制作した(複製権侵害)。	被告ナカシマが、原告制作物11を改変することなく利用して、被告制作物11を制作したことは認める。しかし、これが著作権侵害を構成することは争う。
被告ナカシマの故意過失	被告ナカシマは、原告制作物11に依拠して被告制作物11を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
被告ナカシマの行為による損害の発生	原告が、原告制作物6~12の制作を1000万円(税込)で委託されていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、被告制作物6~10, 12に係る分と併せて1000万円を下らない。	否認ないし争う。

(別紙)

争点2-1に関する当事者の主張(原告制作物12と被告制作物12)

	原告の主張	被告の主張
原告の著作権	原告制作物12は、映画の著作物であり、原告は、その著作権を有する。	原告制作物12の著作物性は認める。原告が著作権者であることは不知。
被告ナカシマの著作権侵害行為	被告は、原告制作物12に依拠し、有形的に複製して被告制作物12を制作し(複製権侵害)、これをウェブサイト等にアップロードした(公衆送信権侵害)。	被告ナカシマが、原告制作物12を改変することなく利用して、被告制作物12を制作し、アップロードしたことは認める。しかし、上記各行為が著作権侵害を構成することは争う。
被告ナカシマの故意過失	被告ナカシマは、原告制作物12に依拠して被告制作物12を制作しており、著作権侵害について故意又は過失がある。	争う。
被告ナカシマの行為による損害の発生	原告が、原告制作物6~12の制作を1000万円(税込)で委託されていたことなどに鑑みると、著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額は、被告制作物6~11に係る分と併せて1000万円を下らない。	否認ないし争う。